

# 大学入学者選抜改革の最新の動向

文部科学省高等教育局  
大学振興課大学入試室

## **【本日の内容】**

- 1. 大学入学者選抜改革の検討経緯について**
- 2. 令和8年度大学入学者選抜について**
- 3. 大学入学者選抜における  
個別学力検査の試験期日等について**
- 4. 大学入学者選抜の  
公正確保等に関する対応等について**
- 5. 総合型選抜の導入効果に関する調査について**
- 6. 大学入学者選抜実態調査について**
- 7. 教学マネジメント指針について**

# 1. 大学入学者選抜改革の検討経緯について

- 国際化、情報化の急速な進展

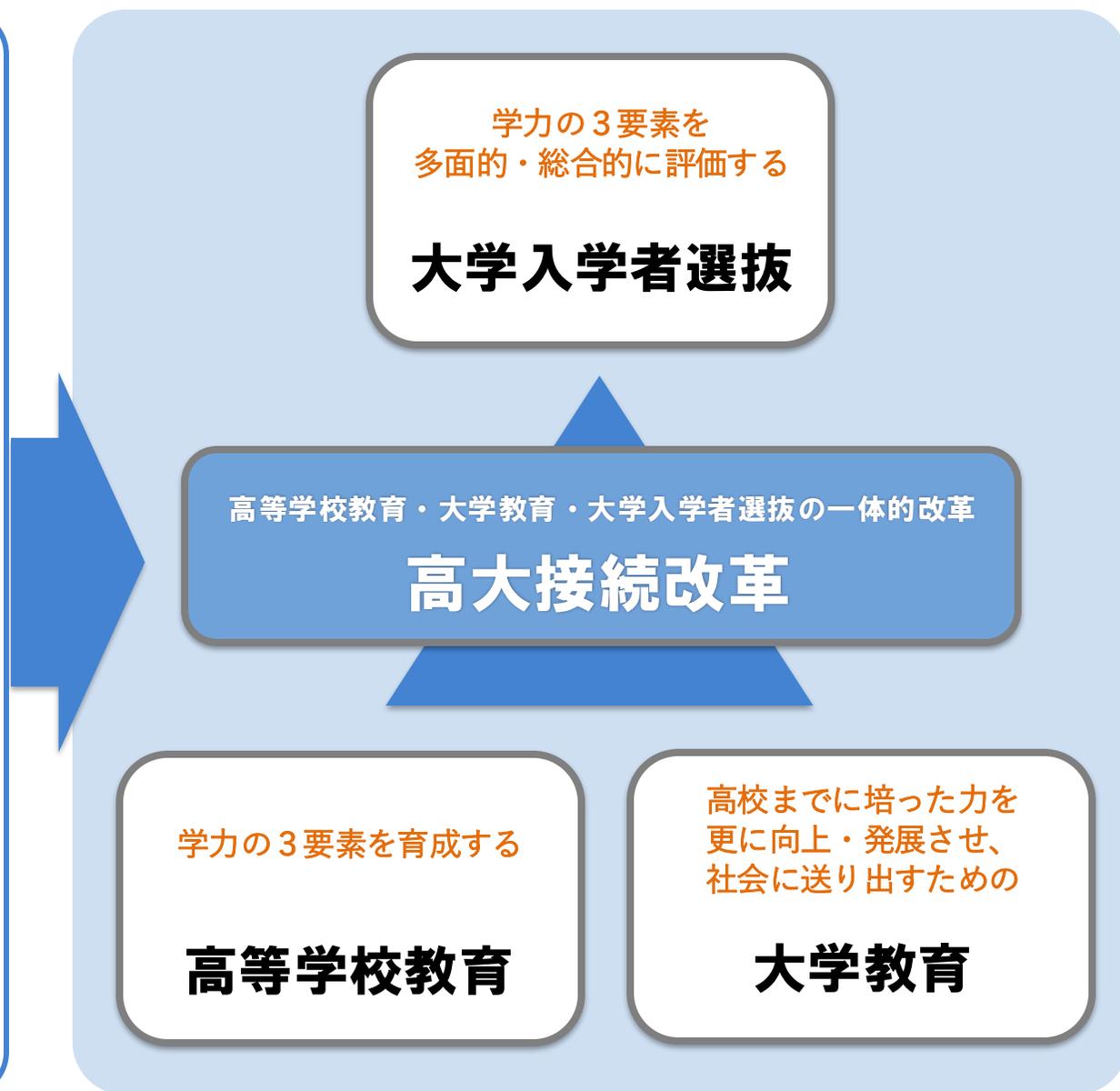


社会構造も急速に、かつ大きく変革。

- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

## 【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② (①を基にした)  
思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度



# 大学入試改革について

## 教育再生実行会議第四次提言

「高等学校教育と大学教育との接続・  
大学入学者選抜の在り方について」 (平成25年10月31日)

大学入学者選抜は、高等学校教育を基盤として、各大学のアドミッションポリシーの下、能力・意欲・適性を見極め、大学での教育に円滑につなげていくことが必要。このため、大学入試のみを問題にするのではなく、**高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方について、一体的な改革を行う必要**

### 多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換

大学入学者選抜は、各大学のアドミッションポリシーに基づき、能力・意欲・適性や活動歴を**多面的・総合的に評価・判定するものに転換**

### 達成度テスト（発展レベル）（仮称）の導入

国は、大学教育を受けるために必要な能力の判定のための**新たな試験を導入**。**外国語等の外部検定試験の活用を検討**

## 文部科学省における主な取組

- ◆中央教育審議会答申（平成26年12月）、高大接続システム改革会議最終報告（平成28年3月）等に沿って、大学入学者選抜の改革を推進
- ◆受験生の「学力の3要素」\*について、**多面的・総合的に評価する入試に転換**  
\*：①知識・技能 ②思考力・判断力・表現力等 ③主体性を持ち多様な人々と協働しつつ学習する態度

### ●大学入学共通テスト実施方針（平成29年7月13日）

- 知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、**思考力・判断力・表現力を中心に評価**
- 「国語」、「数学I」、「数学I・数学A」については、マークシート式問題に加え、**記述式問題を出題**
- 英語の「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を適切に評価するため、**共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用**

#### マークシート問題の工夫・改善

#### 記述式問題について指摘された主な課題

- ①質の高い採点者の確保
- ②正確な採点
- ③採点結果と自己採点の不一致 など

#### 英語成績提供システムについて指摘された主な課題

- ①受験に係る地域的事情や経済的に困難な者への対応
- ②障害のある受験者への配慮
- ③異なる試験を活用することの公平性 など

令和元年11月・12月 安心して受験できる配慮などの準備状況が十分ではないことから、共通テストにおける英語成績提供システム・記述式問題の**導入見送り**を発表

### ●大学入試のあり方に関する検討会議

令和元年12月27日 設置 → 英語4技能評価や記述式出題を含めた**大学入試のあり方について改めて検討**

令和3年7月8日 提言 **記述式問題の出題や総合的な英語力の評価について、共通テストの枠組みへ導入するのではなく、各大学の個別試験においてその取組を推進**

※ 令和3年7月30日付けで、大学入学共通テスト実施方針を正式に廃止

## 検討経緯

✓高校・大学関係団体の代表者や有識者を構成員とし、令和2年1月～令和3年6月まで、計28回実施（大臣臨席の下、月2回ペースで実施）

## 1. 大学入学者選抜のあり方と改善の方向性

### （1）大学入学者選抜に求められる原則

- ① 当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定
- ② 受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保
- ③ 高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

### （2）意思決定のあり方

✓議論の透明性、データやエビデンスの重視、工程の柔軟な見直し 等

### （3）入試システム全体に目配りした検討の重要性

✓共通テストは安定的で確実な実施を重視、個別試験は各大学が必要とする能力・適性等の評価を一層重視

## 2. 記述式問題の出題のあり方

### （1）出題の実態や大学の意見

✓各大学の個別入試で記述式を充実すべきとの意見が多い

### （2）記述式問題の推進の考え方

✓（共通テストへの導入に関する諸課題の克服の困難性を考えると、）各大学の個別試験や総合型・学校推薦型選抜で自らの考えを論理的にまとめ表現する能力の評価を推進

### （3）記述式問題の出題の推進策

✓大学入試センター、大学との連携・協働により、問題作成・採点の工夫事例を提供

## 3. 総合的な英語力の育成・評価のあり方

### （1）英語資格・検定試験の活用の実態や大学の意見

✓各大学の個別入試や総合型・学校推薦型で活用すべきとの意見が多い。

### （2）総合的な英語力評価の推進の考え方

- ✓大学独自に読む、書く、聞く、話すの総合的な英語力テストを開発することは難しく、資格・検定試験の活用を推進が必要
- ✓（「大学入試英語成績提供システム」の導入に関する諸課題の克服の困難性を考えると、）対象試験、スコアの扱いは大学が判断し、総合的な英語力評価を推進

### （3）総合的な英語力評価の推進策

✓地理的・経済的事情や障害者への配慮等について、文科省が主導して試験実施団体・高大の関係者による恒常的な協議体を設置

## 4. 地理的・経済的事情、障害者等への対応

### （1）受験機会における地理的・経済的条件等への配慮

✓特別選抜等の促進（好事例の公表など）

例）養護施設出身者対象選抜、地域枠・離島枠、進学第一世代対象奨学金 等

✓受験から入学に至るプロセスへの支援等

入学金納付時期の猶予・減免等の柔軟な配慮、生活福祉貸付金制度等の周知

### （2）障害者への合理的配慮の充実

## 5. 新学習指導要領への対応等

✓令和6年度実施の大学入学共通テストは、引き続き、思考力・判断力等を重視、教科「情報」を新設

✓必要なスリム化を実施（6教科30科目→7教科21科目）

## 6. コロナ禍での状況変化を踏まえた改革

### （1）秋季入学等への対応

✓多様な学生を多面的に評価するため総合型・学校推薦型選抜などで選抜する方向が適当

### （2）デジタル化の推進

✓共通テストの電子出願の早期導入、オンライン面接やCBT研究開発等の推進

## 7. 大学入試の実態把握・公表・検討体制

✓大学入試実態調査の継続実施

✓合否判定の基準、試験問題、男女別入学者数等の各大学による公表

✓記述式の出題や総合的な英語力の評価、多様な背景を持つ学生の受入れ、入学時期や修学年限の多様化への対応等については、好事例を認定・公表するとともに、その結果も活用し、インセンティブの付与を検討

# 大学入学者選抜改革の進捗状況

## 改革の方向性（平成26年12月～）

- 我が国の将来を担う若者が未来を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指し、高等学校教育改革、大学教育改革、その間をつなぐ大学入学者選抜改革を一体的に推進
- 大学入学者選抜は、高等学校段階までに身に付けた力を大学で発展・向上させるという一貫したプロセスを前提として、大学の入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定するものに転換

## 大学入学共通テストの導入・改革

- ✓ 大学入試センター試験から大学入学共通テストに転換し、**より思考力・判断力・表現力等を重視**（令和3年1月から「大学入学共通テスト」実施）
  - ➔ **現役高校生の約半数**が受験
    - ※ 共通テストの枠組みで実施予定だった英語成績提供システムや記述式問題については、公平性の観点等から有識者会議の議論を経て、個別大学の入学者選抜で推進（令和3年7月～）

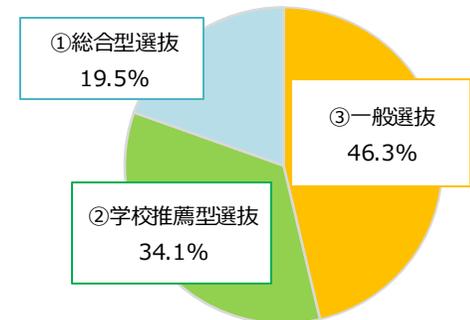
## 個別大学における入学者選抜改革

※「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体性を持ち多様な人々と協働しつつ学習する態度」

### ① 「学力の3要素※」を多面的・総合的に評価する入学者選抜への改善

- ✓ 志願者の資質・能力を丁寧かつ確実に評価※する**総合型選抜**や**学校推薦型選抜**の推進（令和2年6月～）
  - ※ 各大学が実施する教科・科目に係る個別テストや共通テストの他、調査書、小論文、面接、資格検定試験、志望理由書、推薦書等を適切に組み合わせて評価
  - ➔ **入学者の5割以上**が総合型・学校推薦型で入学
- ✓ 一般選抜においても「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を十分に評価するため、多様な評価方法を推進（令和2年6月～）

令和7年度入学者選抜における入試方法別入学者割合（国公立計）



### ② 入学者の多様性確保

- ✓ 進学機会の確保に困難があると認められる者や理工系分野における女子等、**多様性を確保する観点から対象になる者を対象**に志願者の**努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視**する評価方法を推進（令和4年6月～）
  - ➔ **理工系女子枠設定38大学（国公立）**など、**多様な背景を持った者の選抜に取り組む大学は121大学（国公立）**

出典：令和8年度国公立大学入学者選抜の概要

- **主体的・対話的で深い学び**を実現するための**新学習指導要領**に対応した令和7年度入学者選抜の実施。**「情報」は全受験者のうち65%以上**が受験。
- **総合的な英語力や思考力・判断力・表現力等の評価**や**多様な背景を持った学生の受入れ**など、他大学の模範となる**好事例を選定・公表**（令和5年5月）するとともに優れた取組を推進するために**基盤的経費によるインセンティブ付与**

## 事例集作成の目的

- 令和3年7月に取りまとめられた「大学入試のあり方に関する検討会議提言」においては、記述式問題の出題や総合的な英語力の育成・評価、多様な背景を持つ学生の受入れなどについて、他大学の模範となる先導的な取組を推進するため、客観的なデータを踏まえたピアレビュー等に基づき好事例を認定し、公表することが提言されている。
- これを踏まえ、文部科学省において、令和3年10月に「大学入学者選抜における好事例選定委員会」を設置し、高大接続改革や大学入学者選抜方法の改善を一層促進する観点から、令和3年度版の試行的な選定に引き続き、他大学の模範となる好事例を選定し、本事例集を取りまとめた。

[https://www.mext.go.jp/content/20230525-mxt\\_daigakuc02-000005144\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230525-mxt_daigakuc02-000005144_001.pdf)

## 好事例の選定方法

- 調査対象は国公立大学・短期大学で、各大学から好事例と考えられる取組について記載いただいた令和4年度大学入学者選抜実態調査の回答をもとに選定委員会において審査を実施し、他大学の参考となり得ると考えられる取組**17件**を選定した。
- 選定にあたっては、「大学入学者選抜のあり方に関する検討会議提言（R3.7.8文部科学省）」を踏まえ、特に推進が求められている以下を選定の対象項目として設定した。

ア	総合的な英語力の評価・育成	（選定件数：3件）
イ	思考力・判断力・表現力の評価・育成	（選定件数：7件）
ウ	多様な背景を持った学生の受入れへの配慮	（選定件数：4件）
エ	高校との連携をはじめとする高大接続改革の推進	（選定件数：3件）
オ	文理融合の推進やその他の好事例	（選定件数：1件）

※複数の区分で選定されている好事例もあるため、選定件数の合計は17件と一致しない。

## 選定区分ア 総合的な英語力の評価・育成

### ● 明治大学「学部別入試（英語4技能試験活用方式）」

英語資格・検定試験のスコアを出願資格又は得点加算に活用し、その加点の基準は、総合スコアのみならず4技能毎のスコアも各試験に応じて設定。入学後も将来海外留学や国際ビジネス分野での活躍を目指すためのカリキュラム等の学修機会を提供。

### ● 中村学園大学「グローバル人材育成選抜」

8つの英語資格・検定試験のいずれかにおける級・スコアを出願要件とし、英語・国語・数学又は社会の3科目の試験により選抜。入学後一定の累積修得単位数及びGPAを満たした者に対し、海外協定校への派遣留学を原則1年間支援。

### ● 東京都市大学「学際探究入試」

8つの英語資格・検定試験のいずれかにおける一定の級・スコアを出願要件とし、調査書・志望理由書に加え、全て英語による面接で選抜。入学後は、「ひらめき・こと・もの・ひと」プログラム及び国際イノベータ育成オナーズプログラムに参加することで入試と入学後の学びを接続。

## 選定区分イ 思考力・判断力・表現力の評価・育成

### ● 宮城大学「一般選抜」

一般選抜の個別学力検査で「読解」「情報分析及び活用」「表現」の観点からなる記述式総合問題『論説』を出題。従来の小論文ではカバーできない探究活動で培った力、特に論拠を見出して論理的に思考し、とりまとめる力を評価。

### ● 信州大学「一般選抜」

大学入学共通テストで測りにくい能力を総合問題で適切に判定。教科の知識を横断する総合的な教養と、論理的で首尾一貫した論述内容を構想し、それを適切に表現する力を測る。

### ● 東北大学「一般選抜／AO入試Ⅱ期、Ⅲ期」

特任教授（高校教員経験者）及び特定教授（名誉教授）が作題・採点業務支援を実施。高等学校学習指導要領を熟知した高校教員経験者による質の高い作題支援と、シニア教員を活用した試験問題の安定化と現役教員の負担軽減を図る。

### ● 創価大学「PASCAL入試」

アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた選抜方式により、高校生一人一人の主体性・協働性といった行動特性の能力・資質、思考力・判断力・表現力を評価。受験前に体験会も実施し、入学前に高校生の能力を高める「育成型入試」の一面も持つ。

### ● 新潟大学「総合型選抜（理系科目／文系科目選択型）」

理系・文系両テーマの講義受講とレポートを全受験者に課し、分野を超えた視野の広い総合的な探究力を評価。入学後の文理融合による課題解決型学修や、第三者企業による全国レベルでの客観的検証も実施。

### ● 神戸大学『「志」特別選抜』 ※選定区分エにおいても選定

基礎学力の担保に加え思考力・判断力・表現力を評価する記述式の総合問題など、書類審査から最終選抜を通じて「学力の3要素」を多面的・総合的に評価。入学前3ヶ月での問題演習課題設定及び添削等によりきめ細かく指導し、大学の学びへ橋渡しを行う。

## 「令和4年度大学入学選抜における好事例集（令和5年5月文部科学省高等教育局）」における好事例について

### ● 横浜市立大学「特別公募制学校推薦型選抜」

基礎学力の担保とともに面接を重視した3段階の選抜方式。特に2次面接審査では、各受験者が5つの観点別の面接室を巡るMMI（Multiple Mini Interview）を実施し、評価のブレを抑えつつ多様な資質を評価。

### 選定区分ウ 多様な背景を持った学生の受入れへの配慮

#### ● 青山学院大学「全国児童養護施設選抜」

スクール・モットー「地の塩、世の光」に基づき、児童養護施設入所者を対象に限定した選抜。入学後の学費、諸会費等の免除や奨学金の給付など、手厚い支援制度で在学中の学びの環境を整える。

#### ● 東京女子大学「知のかけはし入学試験」

経済的理由により進学が困難な女子生徒に対して、多面的・総合的評価を行う総合型選抜に奨学金制度を付け、年内に進路を決定。学納金相当額（入学金・授業料・教育充実費）及び寮費相当額（該当者のみ）を卒業までの4年間にわたって給付。

#### ● 芝浦工業大学「公募制推薦入学選抜（女子）」

女子学生獲得のために理工学分野に強い関心と意欲をもつ女子生徒を基礎学力テストや面接で評価し、入学金相当の奨学金給付制度とセットで実施。理工学分野での女性の活躍を支援する全学体制を確立。

#### ● 熊本県立大学「特別選抜“くまもと夢実現”学校推薦型選抜」

熊本県内の生活保護世帯に属する生徒を対象とし、入学選抜手数料、入学金及び4年間の授業料を免除。県民に広く高等教育機会を提供するという理念の下、経済的事情から大学進学を断念せざるを得ない進学希望者の夢を実現。

### 選定区分工 高校との連携をはじめとする高大接続改革の推進

#### ● 工学院大学「探究成果活用型」

協定校と共催する探究シンポジウム（合同発表会・交流会等）を通じて、高校生が日頃取り組んでいる探究活動の発表・交流の場を構築。高校生の探究成果をアーカイブする探究データベースの構築など、大学の得意分野を活かした高大接続の取組を推進。

#### ● 産業能率大学「キャリア教育接続方式」

3日間のキャリア教育プログラムと連動した、自己のキャリア構想に基づく課題解決プランのプレゼンテーション及び面接により選抜。総合的な探究の時間等による高校での多様な学びをキャリア構想に発展させ評価し、入試を通じて高校生自身の成長も促す。

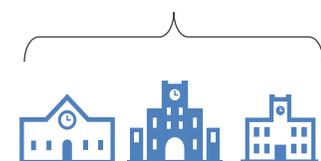
### 選定区分オ 文理融合の推進やその他の好事例

#### ● 青山学院大学「社会情報学部入試（個別学部日程D方式）」

社会科学・人間科学・情報科学分野の教員構成となっている、文理融合系学部の特徴を活かした多様な視点での考察を測る独自問題（総合問題）を出題。入学後に文理融合の複数領域を学ぶ資質を評価できる入試を実現し、入学後のミスマッチを防ぐ。

## 目的

- 令和3年7月に取りまとめられた「大学入試のあり方に関する検討会議提言」において、記述式問題の出題や総合的な英語力の育成・評価、多様な背景を持つ学生の受け入れなどについて、他大学の模範となる先導的な取組を推進するため、好事例を認定し公表することが提言されたことを踏まえ、文部科学省では、令和3年度及び4年度の大学入学者選抜における好事例を選定し、公表してきたところです。
- 一方、同提言においては、**各大学における総合的な英語力の育成・評価の取組を推進するため、国において、大学入学者選抜及び入学後の教育を有機的に連携させた積極的な取組の促進策を講じることや、好事例を普及させることも提言**されています。
- このため、令和5年度については、**大学入学者選抜と入学後の教育の連携や入学後の英語教育の充実を促す観点から、学部段階における総合的な英語力の育成・評価に関する好事例について取りまとめることとしました。**



## 好事例の選定方法

- 令和3年度及び4年度の入学者選抜の好事例の選定区分「総合的な英語力の評価・育成」で選定された7大学から、公表情報や大学における教育内容等の改革状況調査の回答も踏まえ、**上記提言で示される多様な取組を促す観点から、他大学の参考となる優れた取組を行う大学を抽出し、質問紙調査及びヒアリング調査を実施**しました。



### 【主な調査内容】

総合的な英語力の育成・評価の方法	取組の理念、背景にある課題意識や経緯等	育成する能力・人材像	到達水準の設定 3つのポリシーとの関係性
取組の検証・評価の方法 その結果	取組の実施体制 検証・評価の体制	実施にあたり課題となったこと 及び課題への対応	入試や専門教育との連携

### 第3章 総合的な英語力の育成・評価のあり方

#### 6.高等学校・大学における総合的な英語教育の充実



#### (2) 大学入学後の英語教育の充実

- 大学教育における総合的な英語力の育成・評価に関する具体的な方策は各大学の主体的判断により推進されるべきものであるが、1年次後半と比較して2～4年次で英語運用能力が低下している可能性を示唆するデータや、「大学教育が外国語を使う力の育成に役に立っている」と考える大学生の割合が30.6%にとどまっているとの調査結果がある。また、本検討会議においても、TOEFL・IELTSといった大学での学修に必要な英語力を測るテストで我が国の平均スコアが低い現状は、大学での英語教育がうまく機能していないことを示している可能性があるとの指摘があった。**初等中等教育を通じて培い、受験準備でも伸長を求めた英語力が、大学入学後の教育で必ずしも十分に伸ばせていない実態があるとすれば、その改善は喫緊の課題**であると言える。
- 1. で述べたように、実態調査においては、各大学の個別選抜においても89.0%の選抜区分において英語が必須科目又は選択科目で課されている一方で、英語の能力について、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）への記載が「学部全体の方針に記載有り」又は「学部内のすべての学科・コース等の方針に記載有り」が全学部の25.0%、同様に教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）への記載が35.2%、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）への記載が37.3%となっているなど、**必ずしも十分な位置付けがなされていない実態**が明らかになった。
- このため、在学中のみならず卒業後の必要性（社会との接続）を加味した上で、**総合的な英語力の向上を必要と判断する大学においては、これら三つのポリシーを一体的に見直し、具体的な目標を設定・公表して取組を充実させるとともに、教育課程外を含めた学生の主体的な学修を促すことが期待される。その際、学修成果・教育成果の把握・可視化を図ることも重要**であり、そのためには、資格・検定試験を活用するか、又は大学独自で総合的な英語力を評価することが有益と考えられる。
- 各大学における総合的な英語力の育成・評価の取組を推進する観点から、文部科学省においては、**英語による授業や海外留学など英語活用機会の拡充を含め、大学入学者選抜及び入学後の教育を有機的に連携させた積極的な取組の促進策を講じるとともに、好事例を普及させる必要がある**。その際、国際的に活躍できる人材に必要なとされる英語力と、同世代の50%を超える進学率となっている中で全ての大学生に育成すべき英語力は異なるなどの指摘を踏まえ、**大学生全体の英語力を効果的に底上げするプログラム、国際機関や外交、国際ビジネス等の最前線で活躍できる高度な人材を育成する質の高い英語教育、専門教育と英語教育との融合を図ったプログラム**など、それぞれの専門領域における人材育成のニーズに応じた多様な取組を推進することが重要である。

# 令和5年度 大学入学後の総合的な英語力の育成・評価に関する好事例（概要）

各大学において、具体的な到達目標を設定し

海外留学等の **英語活用機会の拡充** **大学生全体の英語力の底上げ** を図る多様な取組を実施。

**国際的に活躍できる高度な人材の育成** **専門教育と英語教育との融合**

**組織・教職員間の連携** や**創意工夫のもと**

**細やかな学支支援、** **学習成果の把握・可視化** に取り組んでいる。



## 東京外国語大学

**大学生全体の英語力の底上げ** **専門教育との融合**

### 全学英語教育カリキュラム グローバル人材育成プログラム（GLIP）



東京外国語大学  
Tokyo University of Foreign Studies

- 全学英語教育カリキュラムとして、**体系的に編成した300科目以上のGLIP英語科目と、各学部の専門領域に対応した160科目以上の英語による講義科目を開講。**
- 入試及び授業等で使用する**4技能の教材を独自に開発**するとともに、カリキュラムの運営組織、課外の自律学習支援を行うセンター（ELC）、教材開発を行うセンター（LINGUA）が連携し、全学の英語教育を総合的に展開。
- 定期的にTOEIC-IPテストを実施し、**学修成果をe-ポートフォリオ・学修活動履歴書・ディプロマサプリメントの形で可視化。**

## 京都工芸繊維大学

**大学生全体の英語力の底上げ**

### 英語鍛え上げプログラム



KYOTO  
INSTITUTE OF  
TECHNOLOGY

- 学部1・2年次に高い英語力を培うため、外国語習得を促す**インプット及びアウトプット量を増やすこと**を目指し、**多読多聴を主眼に置いたプログラムを実施。**e-learningやm-readerシステムを利用し、授業外での英語学習も促している。
- **英語専任教員と非常勤講師・TAとの連携や、授業運営のシステム化、ICTの活用等により、**
  - － 大量の課題による自学習慣の確立、反転授業及び海外大学とのvirtual exchangeの導入
  - － TOEIC等による定期的な学修成果の確認
  - － スピーキングテストの独自開発・実施・授業内での活用などのきめ細かな取組を実施。

## 明治大学

**国際的な高度人材の育成** **専門教育との融合**

### グローバル経営人材育成トラック（GREAT）等



MEIJI UNIVERSITY

- 経営学部において、国際ビジネス分野での活躍を目指す学生を育成するため、**実践的な4技能をバランスよく身につけながら、教養や専門知識を英語により学ぶ4年間のカリキュラム**として、「グローバル経営人材育成トラック」（GREAT）を設置。学部独自の短期・長期の留学プログラムも活用し、**総合的な英語力を段階的に修得。**
- 政治経済学部では、将来の留学等に自信が持てるレベルまで英語力を高めることを目指す**英語実践力特別強化プログラム（ACE）**を実施するほか、海外大学から教員・研究者を招聘し、専門分野の講義を英語かつ現地の講義形式で実施する「**トップスクールセミナー**」等の取組により、専門分野で国際的に活躍できる人材を育成。

## 東京都市大学

**英語活用機会の拡充**

### 東京都市大学オーストラリアプログラム（TAP）



CITY  
UNIV.

- グローバルに活躍するための語学力と異文化を理解する力を磨きながら、自主性や自立心を高めることを目的に、**留学前の準備教育と16週間のオーストラリア留学を併せた独自のプログラム**を実施。
- ネイティブスピーカー講師による語学準備講座及び異文化を理解するための研修会から構成される、**週5日各2時間、1年次の前期・後期で合計100日間の手厚い準備教育**を実施。
- 留学中は在学扱いとなり、英語科目と教養科目を受講することで12単位を取得し、4年間で卒業すること可能。
- 入学時、留学前、帰国後の3回TOEICを受験し、学修成果を測定。

# 入学者の多様性確保に向けた選抜について

## ■ 背景

- 多様な価値観が集まり新たな価値を創造するキャンパスを実現する観点から、各大学の創意工夫の一方策として、アドミッション・ポリシーに基づき、各大学が**キャンパスに多様性をもたらすことができることを考える者を対象とする選抜を実施することも有効**
- **そうした選抜が実施できることを明確にするため**、入学者選抜の基本方針である「大学入学者選抜実施要項」の**入試方法に、令和5年度より「多様な背景を持った者を対象とする選抜」を追加**

## ■ 令和8年度大学入学者選抜実施要項（令和7年6月3日付文部科学省高等教育局長通知）（抄）

### 第3 入試方法

#### 1 （略）

2 上記1（1）から（3）の入試方法【補記：一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜】において、各大学の判断により、入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、以下のような多様な入学者の選抜を工夫することが望ましい。

（1）高等学校の専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）又は総合学科卒業生及び卒業見込み者

（2）帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人

#### （3）家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景等を持った者

**家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者**その他**各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者**（例えば、理工系分野における女子等）について、**入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視した評価・判定を行うことが望ましい。**

その際には、こうした**選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明**を行うことや、入学志願者の**大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力等を適切に評価**すること。

# 【留意すべき点】 入学者の多様性確保に向けた選抜について

## ■ 属性により取扱いの差異を設ける場合に留意すべき点

前提

合理的な理由なく、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けることは公平性・公正性を欠く不適切な入試である。

(最低限求められる要素)

### ① 選抜趣旨や方法について、合理的な説明ができること

- 入学志願者の属性が要因となり、進学機会の確保に困難があることを理由として実施する場合  
当該選抜を実施することにより、社会的障壁の除去の一助となることが合理的に説明できる必要がある。
- 入学者の多様性を確保するために実施する場合  
当該枠の設定を検討する分野（学科等）ごとに、例えば以下の観点について、合理的に説明できる必要がある。

#### (1) 当該枠を導入する背景

(観点の例) 当該分野において、特定の属性の入学者が過少であるとする理由や背景をどのように分析しているか。

#### (2) 当該枠により養成する人材（入学する者に期待する人材像）

(観点の例) 当該特定の属性の受験者が、特にどのような資質・能力を入学後に発揮してほしいと期待しているのか。

#### (3) 選抜方法

(観点の例) 現行の選抜方法や評価尺度からどのような違いを持たせながら、どのような評価尺度（小論文、面接、活動報告書など）により評価するのか。  
また、それらが（2）の能力等を適切に評価できるものとなっているのか。

### ② 選抜区分（枠）を分けて実施すること

同一選抜区分においては、公平な条件での実施が不可欠であるため、特定の属性により取扱いの差異を設ける場合は、原則として選抜区分（枠）を分けて実施する必要がある。

# 【参考】 入学者の多様性確保に向けた選抜の事例①（理工系分野における女子）

## 東京科学大学

### 女子枠の導入

ダイバーシティ&インクルージョンを実現するための一歩として、2024年4月入学の学士課程入試から、総合型選抜および学校推薦型選抜において性別によらず出願することができる一般枠と、女性のみが出願可能な女子枠という2つの枠を設けました。

#### 2024年4月入学から「女子枠」を導入

2024～2025年度入試にかけ、総合型選抜及び学校推薦型選抜に合計**149人**の**女子枠**を導入

学士課程入学者全体で**20%**以上の**女性比率**を目指す

#### 我々が目指すこと

- ・本学の学修環境を多様性のある理想的なものに近づけます。
- ・より多くの女性科学者・技術者を社会のさまざまな分野に輩出します。

#### さらに

- ・これを起点に波紋が広がり、本学だけでなく社会全体に、真に多様性を受容する環境が育つことを期待します。

### ■募集人員（令和8年度入学者選抜）

154名（総合型【理学院、工学院、物質理工学院、情報理工学院、環境・社会理工学院】：139名、学校推薦型選抜【生命理工学院】：15名）

### ■選抜方法（令和8年度入学者選抜）

入学者の選抜は、学力検査（共通テストと本学が実施する教科・科目に係る個別テスト）、志願理由書、調査書及び各学院が指定する提出書類によって行う。

#### （例）工学院の場合

大学入学共通テスト： 6教科8科目（国語、地理歴史・公民、数学、理科、外国語、情報）

総合問題（面接）：ダイバーシティ社会に貢献するために工学院で学びたいこと、及び自身の将来像を踏まえ他志望動機、並びに与えられた物理や数学（数学Ⅲを含む）のテーマに関して論理的かつ明解に説明する能力を評価する。

＜東京科学大学ウェブサイト及び令和8年度同大学入学者選抜要項より＞

## 金沢大学（理工学域）

### ■概要

本学では、共生社会の実現を目指して、様々な個性を持つ学生や教職員が互いの特性を尊重し、それぞれの資質や能力を十分に発揮できるダイバーシティ（多様性）に関する取り組みを行っており、その活動の一環として、諸外国の大学に比べて比率が低い理工系の女子学生や女性研究者・技術者の育成を支援しています。さまざまな科学技術のイノベーション（新しい価値の創造）に女性の視点を反映させることは大学や社会全体にとっても重要な課題となっています。

これらの社会的要請に応えるため、理工学域では、「女子枠特別入試」を導入し、入学を希望する学類のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に基づき、口述試験により「主体性」「協働性」などを評価し、志願者の能力・資質及び意欲に重点を置いた選抜を行います。

### ■募集人員（令和8年度入学者選抜）

44名（総合型）

### ■選抜方法（令和8年度入学者選抜）

#### （例）理工学域 数物科学類 の場合

1. 出願書類（調査書、志願理由書、活動記録）等を参考に「口述試験」を行い、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を評価します
  2. 大学入学共通テスト（※）で「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を評価します
    1. 2. の評価を総合して選抜を行います。
- （※）大学入学共通テストの利用教科・科目名
- 国 『国語』  
数 『数学Ⅰ, 数学A』『数学Ⅱ, 数学B, 数学C』  
理 『物理』、『化学』、『生物』、『地学』から2  
外 『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』から1

＜令和8年度金沢大学入学者選抜要項より＞ 16

# 【参考】理工系の女子を対象とする選抜を実施する国公立大学（令和8年度入学者選抜）

【38大学 49学部（国立：34大学 44学部、公立：4大学 5学部）】

※青塗：令和8年度入学者選抜より実施するもの【8大学・12学部】

	大学	設置主体	学部等	入試方法	募集人員
1	室蘭工業大学	国立	理工	総合型	15
2	北見工業大学	国立	工	総合型	18
3	岩手大学	国立	理工	総合型	6
4	山形大学	国立	工（フレックスコース）	総合型	3
5	福島大学	国立	理工学群	総合型	8
6	東京科学大学	国立	理学院	総合型	15
			工学院	総合型	70
			物質理工学院	総合型	25
			情報理工学院	総合型	20
			環境・社会理工学院	総合型	9
			生命理工学院	学校推薦型	15
7	金沢大学	国立	理工学域	総合型	44
8	福井大学	国立	工	総合型／学校推薦型	15／10
9	滋賀大学	国立	データサイエンス	総合型	20
10	京都大学	国立	理	総合型	15
			工	学校推薦型	24
11	広島大学	国立	理	総合型	7
			工	総合型	15
			情報科	学校推薦型	15
12	香川大学	国立	創造工	総合型	3
13	愛媛大学	国立	工	総合型	13
14	佐賀大学	国立	理工	総合型／学校推薦型	12／3
15	琉球大学	国立	工	総合型／学校推薦型	10／10
16	秋田大学	国立	総合環境理工	学校推薦型	15
17	茨城大学	国立	工	学校推薦型	15
18	埼玉大学	国立	工	学校推薦型	20

	大学	設置主体	学部等	入試方法	募集人員
19	千葉大学	国立	情報・データサイエンス	学校推薦型	15
20	電気通信大学	国立	情報理工学域	学校推薦型	5
21	新潟大学	国立	工	学校推薦型	25
22	富山大学	国立	工	学校推薦型	13
23	山梨大学	国立	工	学校推薦型	14
24	名古屋大学	国立	工	学校推薦型	29
25	名古屋工業大学	国立	工	学校推薦型	28
26	三重大学	国立	工	学校推薦型	8
27	大阪大学	国立	基礎工	学校推薦型	20
28	神戸大学	国立	システム情報	学校推薦型	15
29	和歌山大学	国立	システム工	学校推薦型	10
30	島根大学	国立	総合理工	学校推薦型	20
			材料エネルギー	学校推薦型	6
31	長崎大学	国立	情報データ科	学校推薦型	10
			工	学校推薦型	12
32	熊本大学	国立	情報融合学環	学校推薦型	8
33	大分大学	国立	理工	学校推薦型	14
34	宮崎大学	国立	工	学校推薦型	14
35	公立小松大学	公立	生産システム科	学校推薦型	5
36	兵庫県立大学	公立	工	学校推薦型	17
37	山陽小野田市立山口東京理科大学	公立		学校推薦型	11
38	高知工科大学	公立	データ&イノベーション学群	学校推薦型	若干名
			システム工学群	学校推薦型	若干名

注：「令和8年度国公立大学入学者選抜の概要」及びウェブ上に公表されている各大学の募集要項等に記載された募集人員を基に作成。

## 【参考】 入学者の多様性確保に向けた選抜の事例②

### 青山学院大学

#### 全国児童養護施設推薦

##### ■ 募集人員

募集学部合計で若干名

##### ■ 目的(趣旨)

本学のスクール・モットー「地の塩・世の光」に基づき、「**社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会**」に加盟している**児童養護施設に入所している者**で、大学への出願資格を有し、本学への進学を希望する者に高等教育の機会を提供するために、**施設長(施設責任者)の推薦**による入学者選抜制度を行うものとする。

(※) 当該選抜による入学者を対象に、在学中の学びを継続させるために

①入学後の学費の免除、②奨学金の支給、③アドバイザー教員制度の導入 を実施

<青山学院大学ウェブサイト及び2026年度同大学入学者選抜要項より>

### 鹿児島大学(医学部保健学科看護学専攻)

#### 総合型選抜(自己推薦型選抜) 離島枠

※令和9年度選抜から実施予定

##### ■ 募集人員

2名

##### ■ 出願要件(一部抜粋)

- ・ **鹿児島県の離島地域(※)**にある高等学校(中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。)を卒業した者及び令和9年3月までに卒業見込みの者 など
- ・ 卒業後、直ちに**鹿児島県内の離島地域**に所在する病院等に3年以上勤務することを確約できる者

(※) 獅子島、桂島、上甕島、中甕島、下甕島、新島、種子島、馬毛島、屋久島、口永良部島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島、奄美大島、喜界島、請島、与路島、加計呂麻島、徳之島、沖永良部島、与論島

<鹿児島大学【予告】令和9年度入学者選抜(令和8年度実施)における選抜方法等についてより>

### 宇都宮大学(国際学部)

#### 総合型選抜D(外国人生徒)

##### ■ 募集人員

3名

##### ■ 出願資格(一部抜粋)

- ・ **日本の国籍を有せず、出入国管理及び難民認定法により、大学入学に支障のない在留資格を有する者**
- ・ **JLPT日本語能力試験N1を取得していること**
- ・ 次の①又は②のいずれかに該当していること
- ① 日本国内の高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び令和8年3月に卒業見込みの者
- ② 文部科学大臣が日本の高等学校相当として指定している外国人学校を修了した者及び令和8年3月に修了見込みの者

<宇都宮大学 令和8年度総合型選抜D(外国人生徒) 学生募集要項より>

### 岐阜医療科学大学(看護学部)

#### 総合型選抜 多面的評価型(男子枠)

※令和8年度選抜から実施予定

##### ■ 募集人員

10名

##### ■ 導入の背景

性別に関係なく、それぞれの強みを活かしたチーム医療が求められる中で、**男性看護師は患者さんの多様なニーズに応えるとともに、職場環境の改善や看護の発展にも寄与する重要な人材として期待**されています。

そこで、本学の総合型選抜多面的評価型において「男子枠」を設けて入学者選抜を実施します。

<岐阜医療科学大学 2026年度学生募集要項要項より> 18

## **2. 令和8年度大学入学者選抜について**

# 令和8年度大学入学者選抜実施要項のポイント①

(令和7年6月3日付7文科高第313号 文部科学省高等教育局長通知)

## 大学入学共通テスト

### ●試験期日

- ・本試験・・・令和8年1月17日(土)、18日(日)
- ・追試験・・・令和8年1月24日(土)、25日(日)

## 令和8年度大学入学者選抜実施要項 見直しの概要①

### <内容の変更に関するもの(主なもの)>

#### 第3 入試方法

- ・学校推薦型選抜の趣旨を踏まえ、**推薦要件を可能な限り具体的に設定し示す**こと。
- ・推薦書のイメージ例として参考様式を作成。

#### 第4 試験期日等

- ・**教科・科目に係る個別テストの期日**については、次により適宜定める  
(1) 試験期日 令和8年2月1日から3月25日までの間  
なお、上記の期間よりも前に行う場合には、**調査書等に加え、第6の3又は5に掲げる評価方法と必ず組み合わせて丁寧に評価**すること。  
**ただし、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮**する。

#### 第6 評価方法

- ・小論文、面接、実技検査等(第6の3)については、専ら教科・科目に係る知識を問うこと(教科・科目に係る知識を問う問題を小論文等の形式で行うこと)にならないよう留意すること。

#### 第13 その他注意事項

- ・**体調不良の入学志願者について**、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど柔軟な対応を行うことが望ましい。
- ・試験問題、解答又は解答例及び出題の意図について原則として公表すること。
- ・**選抜区分に応じた受験者、合格者等の入試情報の積極的開示に努める**こと。

**令和 8 年度大学入学者選抜実施要項のポイント②**  
 (令和 7 年 6 月 3 日付 6 文科高第 313 号 文部科学省高等教育局長通知)

**令和 8 年度大学入学者選抜実施要項 見直しの概要②**

**< 文言の適正化を図るもの (主なもの) >**

- ・ 個別学力検査、教科・科目に係るテスト → 教科・科目に係る個別テスト に統一
- ・ 第 6 学力検査等 → 第 6 評価方法

新	旧
<p>第 3 入試方法                      学力検査 (各大学が実施する教科・科目に係る個別テスト (以下「教科・科目に係る個別テスト」という。)) 又は大学入学共通テスト)</p> <p>(略)</p> <p>第 6 評価方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教科・科目に係る個別テストの実施</li> <li>2 大学入学共通テストの利用</li> <li>3 小論文、面接、実技検査等の活用</li> <li>4 資格・検定試験等の成績の活用</li> <li>5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用</li> </ol>	<p>第 3 入試方法                      学力検査 (個別学力検査又は大学入学共通テスト)</p> <p>(略)</p> <p>第 6 学力検査等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個別学力検査</li> <li>2 大学入学共通テストの利用</li> <li>3 小論文、面接、実技検査等の活用</li> <li>4 資格・検定試験等の成績の活用</li> <li>5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用</li> </ol>

# 痴漢被害等に遭った受験生の受験機会確保について

- 受験生の心理につけ込んだ**痴漢被害（事件・事故等）に遭ったことにより、受験生が受験機会を失うことがないよう**、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、**受験機会の確保のための柔軟な対応に努めていただくようお願いいたします。**

## ■背景

昨今、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上において、入学者選抜の試験に遅刻できないがゆえに通報することが困難である受験生の心理につけ込んで、痴漢をおおる投稿が相次いでいることが報道されている。

## ■痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（令和5年3月30日内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省）

### ⑤ 被害に遭った受験生の受験機会の確保（文部科学省）

大学や高等学校等に対し、**入学者選抜において、受験生が、試験場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合や、痴漢の被害にあった場合などやむを得ない事由により受験機会を失うことのないよう**、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、**受験機会の確保のための柔軟な対応に努める**よう周知する。

## ■令和8年度大学入学者選抜実施要項（7文科高第313号令和7年6月3日高等教育局長通知）

### 第13の6 災害等の不測の事態への対応

各大学は、大学の実情に応じて、次のようなことについても継続的に対応することが考えられる。

#### （2）**自然災害や人為災害、事件・事故など不測の事態により、試験に遅刻した者又は受験することができなかった者**が

いる場合には、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、当該受験者の**受験機会の確保等に配慮**すること。

### （参考）大学入学共通テストにおける対応

- 痴漢被害等にあった場合などを理由に受験できない場合は、**追試験の対象**とする。
- 試験当日の服装は、私服でも構わないことをQ&Aに掲載。

※上記対応について、令和7年度大学入学共通テストにおいては、文科省公式SNSにおいて広く周知。

# 痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（概要）

令和5年3月30日 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省

痴漢は、重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許すことはできない。本パッケージは、関係府省が一体となって取組を強化するため、痴漢対策に取り組んでいく上での基本的な考え方を明らかにするとともに、今後実施する施策を取りまとめたもの。

## 痴漢被害の現状

- 16歳から24歳の女性の**10人に1人**が被害（内閣府調査）
- 被害者の**4分の3以上（76.9%）が10代・20代の若年層**  
（令和元年～3年の東京都における検挙。警察庁データ）

▶ 特に**若年層の女性にとって身近な性暴力被害**となっている。  
（ただし、性別・年齢に関係なく被害者となり得ることに留意が必要）

## 1. 痴漢対策を進める上での基本認識

- 痴漢は重大な犯罪である
- 痴漢の被害は軽くない
- 被害者は一切悪くない
- 被害者を一人にしてはいけない
- 痴漢は他人事ではない

## 2. 痴漢撲滅に向けた今後の施策

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 痴漢を防ぐ取組      | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 痴漢事犯の実態把握</li><li>○ 重点的な取締りの強化</li><li>○ 防犯アプリの普及</li><li>○ 女性専用車両の導入等</li><li>○ 鉄道事業者間での痴漢防止に係る効果的な取組の共有</li><li>○ 車内防犯カメラの設置・設置基準の策定</li><li>○ 通学路等における安全確保と安全教育</li><li>○ 生命（いのち）の安全教育</li></ul>  |
| (2) 加害者の再犯を防ぐ取組  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 刑事施設等における性犯罪再犯防止指導等の実施</li><li>○ 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施</li><li>○ 地方公共団体が実施する性犯罪再犯防止の取組に対する支援</li></ul>  |
| (3) 被害者を支える取組    | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 被害申告・相談をしやすい環境の整備（被害に遭った際や目撃した際にとることが望ましい行動の周知、通報先・相談窓口及び被害申告後の捜査の流れの周知、捜査段階における負担軽減等）</li><li>○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知と痴漢被害に係る相談対応の充実</li><li>○ 学校における相談体制の充実</li><li>○ 痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応</li><li>○ 被害に遭った受験生の受験機会の確保</li><li>○ 警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化</li></ul> |
| (4) 社会の意識変革を促す取組 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 鉄道事業者等と協働した痴漢撲滅キャンペーンの実施</li><li>○ 若年層の性暴力被害予防月間等を通じた広報啓発</li><li>○ 学校における広報・啓発活動の推進</li><li>○ 児童生徒等への痴漢対応に関する取組の周知</li></ul>  |
| (5) 横断的推進のための取組  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 政策パッケージの確実な実行のための枠組み<br/>（「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」の開催、継続的なフォローアップの実施等）</li><li>○ 関係府省が連携した痴漢対策に関する情報発信</li><li>○ 痴漢被害に関する調査等の実施</li></ul>   |

### **3. 大学入学者選抜における 個別学力検査の試験期日等について**

## 大学入試の基本的な考え方

大学入試の円滑な実施に資するため、以下のような省令や基本方針に基づき、毎年度、大学・高等学校関係者との協議を踏まえ、ガイドラインとして「大学入学者選抜実施要項」を定め、各大学に通知している。

### ○大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)

(入学者選抜)

第2条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

### (基本方針)

大学入学者選抜は、各大学(略)が、それぞれの教育理念に基づき、(中略)卒業認定・学位授与の方針(以下「ディプロマ・ポリシー」という。)や教育課程編成・実施の方針(以下「カリキュラム・ポリシー」という。)を踏まえ定める入学者受入れの方針(以下「アドミッション・ポリシー」という。)に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。

令和8年度大学入学者選抜実施要項(令和7年6月3日付文部科学省高等教育局長通知)より

○総合型選抜  
(概要)

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせる入試方法。

1. 入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等を積極的に活用。
2. 入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等における選抜では、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意。

R8要項より追加

- ①「教科・科目に係る個別テスト」②「大学入学共通テスト」  
③「小論文・面接・実技検査等」 ④「資格・検定試験等の成績」のうちいずれか1つを必ず活用

総合型・学校推薦型において、教科・科目に係る個別テストを2月1日よりも前に実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、「小論文・面接・実技検査等」又は「志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等」と必ず組み合わせで丁寧に評価

(時期)  
出願期間は9月1日～  
結果発表は11月1日～

※教科・科目に係る個別テストを課す場合の試験期日は2月1日～3月25日

○学校推薦型選抜  
(概要)

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料として評価・判定する入試方法。

1. 推薦書の中に、大学・学部のアドミッション・ポリシーに対応する入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた学力の3要素に関する評価について記載を求める。生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。
2. 募集人員は、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲で定める。
3. 特定の大学・学部等で教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を有する入学志願者を高等学校長が判断するものであることから、推薦要件を可能な限り具体的に設定し、募集要項等により示さなければならない。

R8要項より追加

(時期)  
出願期間は11月1日～  
結果発表は12月1日～  
(一般選抜の試験期日の10日前まで)

※教科・科目に係る個別テストを課す場合の試験期日は2月1日～3月25日

○一般選抜  
(概要)

学力検査、小論文・面接・実技検査等を主な資料としつつ、調査書、志願者本人の記載する資料等を組み合わせる入試方法。

(時期)  
教科・科目に係る個別テストを課す場合の試験期日は2月1日～3月25日

結果発表は～3月31日まで

## **4. 大学入学者選抜の 公正確保等に関する対応等について**

## 経緯・有識者会議の任務

- 一部大学の医学部医学科の入学者選抜において、不適切な事案が発覚。
- 文部科学省において、全ての医学部医学科の入学者選抜を緊急に調査し、公正性に関する考え方を取りまとめ。
- 大学入学者選抜に対する社会からの信頼を回復し、今後の改革を着実に進めるため、**全ての学部学科等について入学者選抜の公正性を確保するための共通ルールを示すこと。**

## 有識者会議における検討

- 大学関係者、高等学校関係者、法曹関係者、報道関係者等11名の有識者で構成。
- 入学者選抜の当事者等から海外の入試制度、私学、文系、理系、スポーツ等のテーマについてヒアリングも実施。
- 令和元年4月5日に『審議経過報告』を公表し、**国公私立大学、高校等の関係団体に意見照会**し、それらの意見等を踏まえて、同年5月31日に『最終報告』公表。

## 「公正性」に関する基本的な考え方

- 大学入学者選抜は、各大学の教育理念や入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、**各大学の責任において実施されるもの**であるが、**関係者をはじめ社会からの関心も極めて高い**。したがって、その公正性に疑念を抱かれることのないよう、**広く社会からの理解を得られる方法により実施することが重要**。
- 大学入学者選抜プロセス全体を通じた公正確保**が必要であり、**各段階での改善方策を示すことが必要**。その際、**①大学入学者選抜の多様化、②透明性及び機密性の両立、③公正の基準や考え方の変化と不断の見直し**に留意が必要。

学生募集

- アドミッション・ポリシー又は募集要項において、入試方法・合否判定基準等について明示。
- 特定の属性に係る特別枠の設定を行う場合、区分ごとにその内容、設定理由、募集人員、出願要件等について明記し、広く社会の理解を得られるよう説明責任を果たすことが必要。
- 同窓生子女についての特別枠については、募集要項等に明記し、より丁寧な説明が必要。
- 性別による一律の取扱いの差異については、広く社会の理解を得られるような合理的な説明は困難。

出願手続

- 評価・判定に用いない情報（保護者の職業・出身校等）は、入学志願者に求めない。
- 特定受験者の優遇を求める働きかけや寄附の申出等には、公正性を損なうことのないよう大学として毅然と対応。

個別学力検査

- 試験問題の漏洩や入試ミスを防止は基本。受験者に関係者・親族がいる教職員は関与しない等の取組は当然に実施。
- 採点時には、受験者情報のマスキング、複数人での採点・確認などの取組を組み合わせることが重要。
- 試験問題と解答等の公表と希望する受験者本人への成績開示により、公正を確保。

小論文、面接、  
実技検査等

- 評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、特定の受験生の優遇や属性による差別的取扱いが行われないよう、実施方法や評価方法についてのマニュアル等の整備が必要。
- その際、評価・判定に用いるべきではない情報については、面接等の資料に記載しないなどの点に留意。

合否判定

- 合否判定の方法や基準を明確に定め、募集要項等において合否判定に用いる要素、配点や比重等を可能な限り公表。
- 合否判定は教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行うこととし、特定個人の恣意的な判断を防止。
- 評価・判定に用いない情報（受験者氏名、年齢、性別、保護者情報等）は、原則として合否判定資料には記載しない。
- 恣意的な特定の受験者の優遇や各種の要素を総合して決定した成績の順番を飛ばした合否判定は不適切。
- 広く社会の理解が得られるような合理的理由がある場合を除き、属性を理由とする一律の取扱いの差異は不適切。
- 性別による一律の取扱いの差異については、広く社会の理解を得られるような合理的な説明は困難。

合格発表、  
繰上合格、  
成績開示等

- 合否判定と併せて、補欠合格候補者の取扱いや繰上合格に係る手続を定めておくことが必要。
- 補欠合格候補者の内での順番等をあらかじめ知らせることも、透明性を高める上で有効。
- 学力検査やそれ以外の点数化する要素について配点・取扱い等をあらかじめ明示し、合否判定の根拠を明確化。

～大学入学者選抜の公正確保のための多層的なチェック体制～

各大学

各大学は、その判断により、例えば 監事による監査や学内の独立した組織による手続の適切性の確認を実施し、学内で相互牽制や不正抑止が働く体制等を設ける。また、その体制等について自己点検・評価を実施し、各大学の責任により、入学者選抜に係るガバナンスを確立・適正化。

認証評価機関

認証評価機関は、各大学において、入学者選抜に係る体制や実施方法等についての自己点検・評価等が適切に実施されているかどうかを確認する。学外の第三者の目からも、各大学の公正確保に向けた取組状況を確認。

文部科学省

入学者選抜の公正が損なわれたと疑われ、主体的な取組による是正が講じられない場合には、必要に応じて、調査を実施し、大学を指導。また、不利益を被った受験生の救済が適切になされるよう必要な対応をとる。

# 大学入学者選抜の公正確保に関して直近発生した事案

## 「大学入学者選抜の公平性・公正性の確保について」（令和5年12月26日付け5高大教第70号）

- ある大学の留学生入試において、合理的な理由なく、年齢に応じた配点を設定し合否判定を実施するという、特定の属性にある者に対する差別的な取扱いをしていた事案
- 同大学の過去の入学者選抜において、本来、出願資格について確認すべき「学歴」や在留資格を判断する際に活用すべき「経費支弁能力」について、それらの有無を判断することを超えて、出身国における最終学歴及び経費支弁能力の多寡に応じた配点を設定し、採点していた事案

## 「大学入学者選抜の公平確保について」（令和6年12月13日付け6高大教第50号）

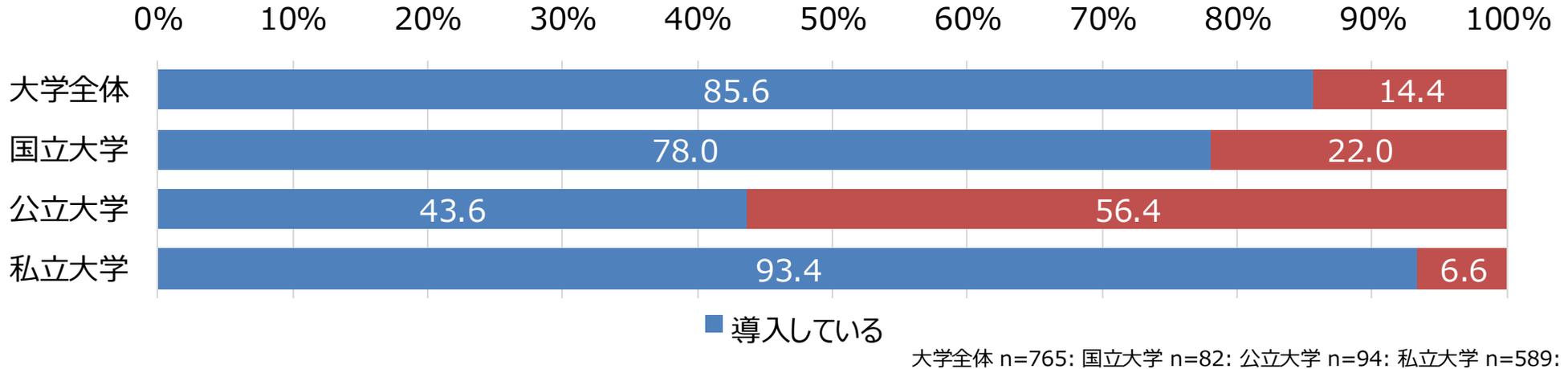
- 「私立大学における入学者選抜の公正確保等について（通知）」（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）において、入学者選抜の公正確保や入学に関する寄附金・学校債の收受等の禁止などに留意し、入学者選抜の改善を強く要請
- しかしながら、ある大学の同窓生子女を対象とする入学者選抜について、選抜の一部を担う同窓会組織が行う推薦者選考において、親族による大学や同窓会組織への寄附額を考慮するとともに、同選抜に関連して寄附金を大学が間接的に收受していた事案

- このような著しく公正性を欠く選抜は、受験生や保護者、高校関係者をはじめ、社会に対し、大学入学者選抜全体の信頼を損なうものであり、重大な問題
- 各大学は、入学者選抜に関し一切の疑念を招くことがないよう、公平性や公正性の確保に向けた取組を着実に実施いただきたい

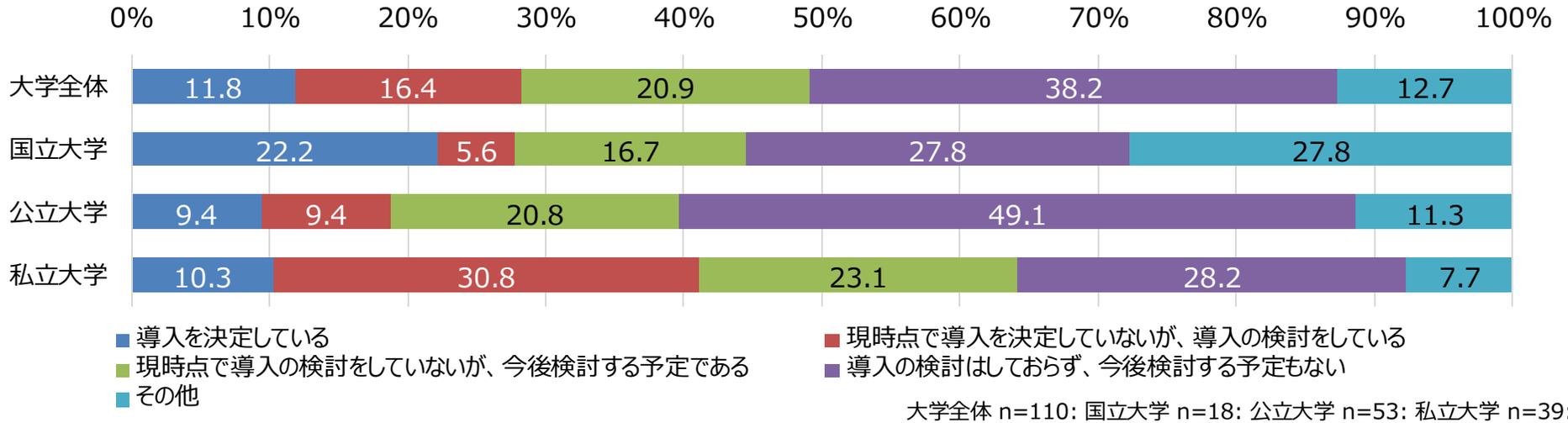
## **5. 総合型選抜の導入効果に関する調査について**

# 総合型選抜の導入状況

- 85.6%の大学で総合型選抜の導入が進んでおり、私立大学では導入率が93.4%となっている。
- 未導入大学のうち、11.8%の大学が総合型選抜の導入を決定しており、また16.4%の大学が導入を検討をしている。



## ● 未導入大学における、今後の総合型選抜の導入予定



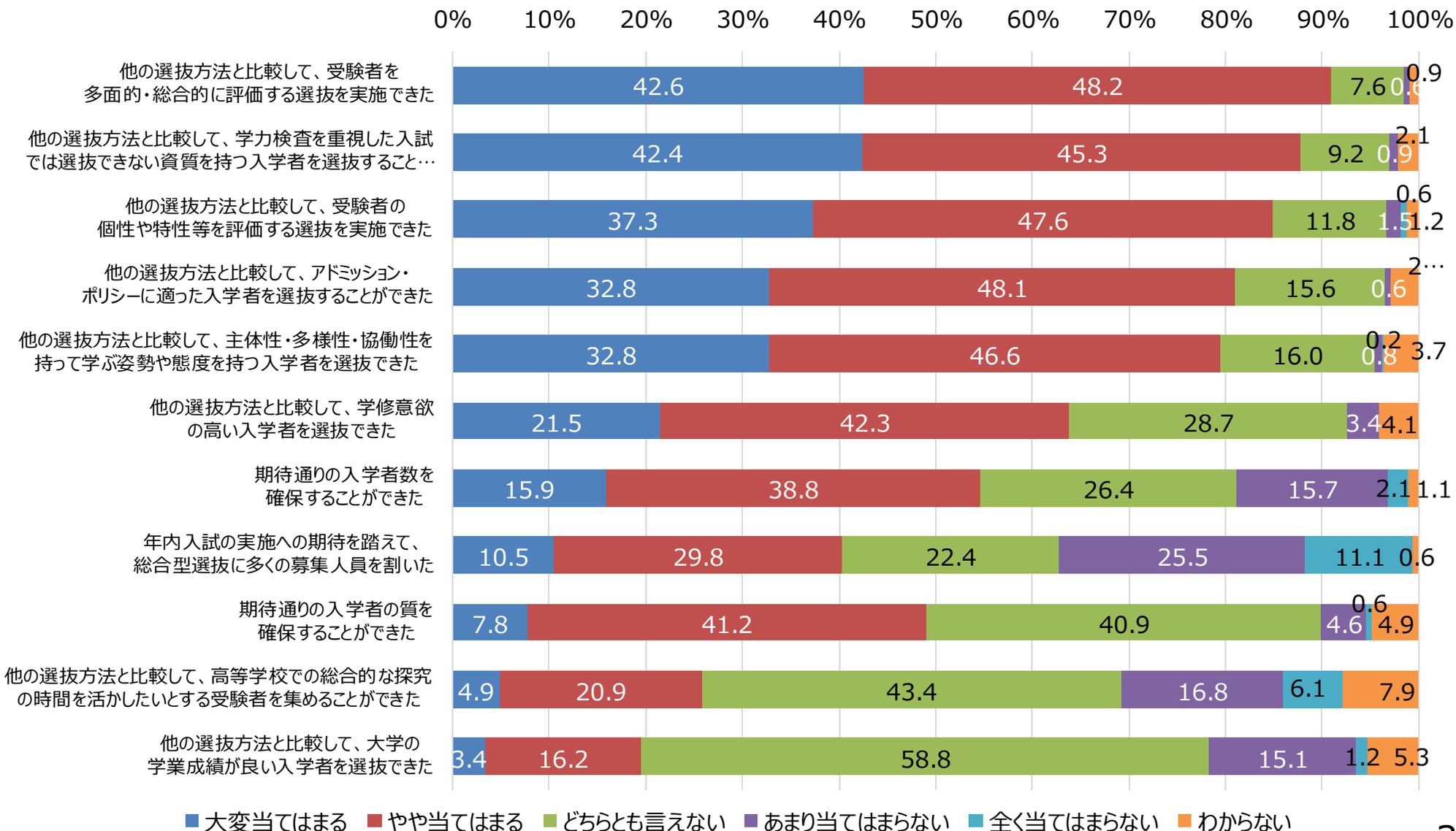
(出典) 文部科学省「大学入学者選抜における総合型選抜の導入効果に関する調査研究 報告書」(令和6年3月)

※ 総合型選抜方法導入に関するアンケート調査や面接調査の実施により、総合型選抜の成果と課題について分析を行う上での基礎資料とすることを目的として実施したもの

※ アンケート調査期間: 令和5年9月~6年1月)、回答大学数は765 (回答率97.8%)

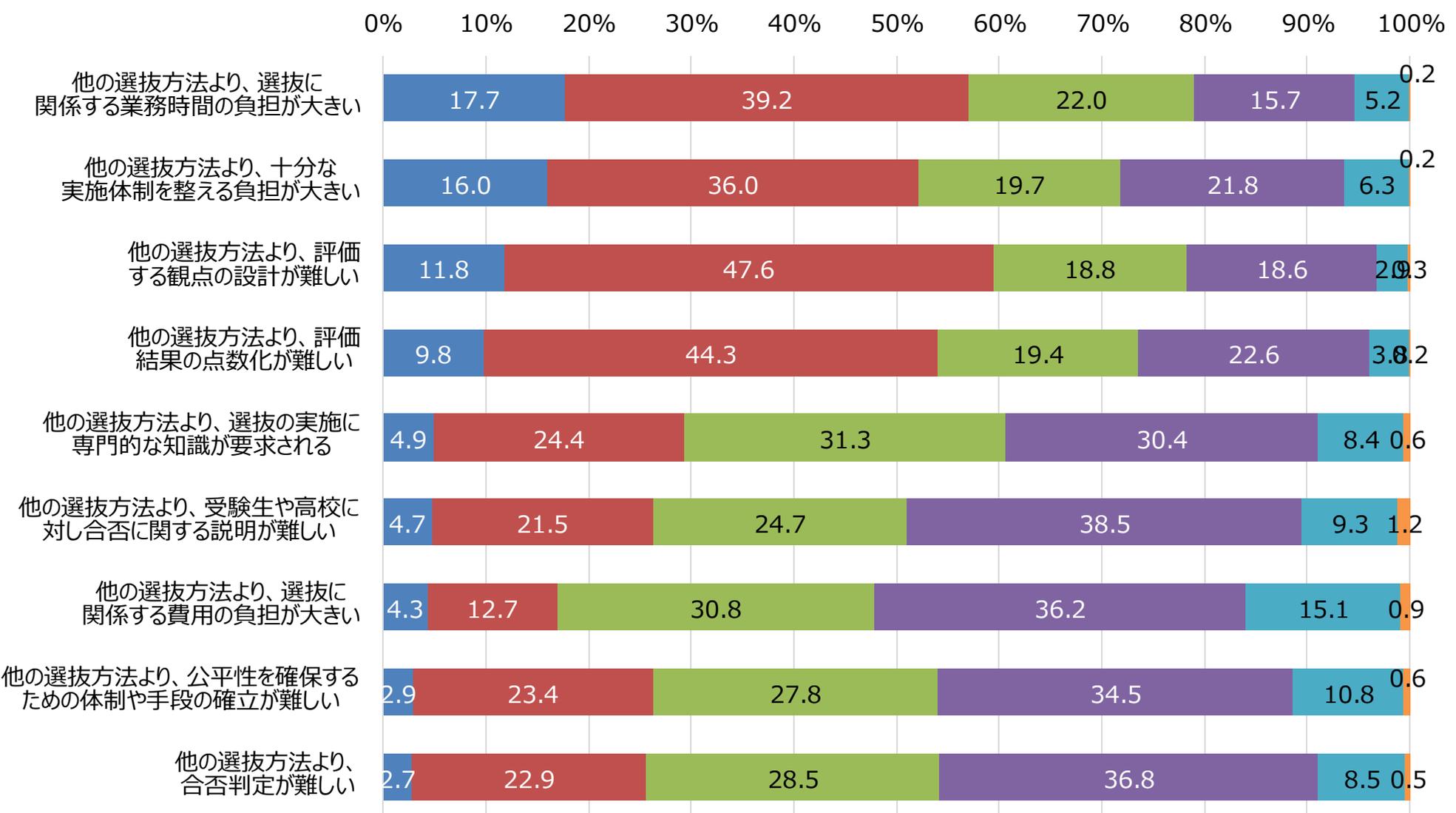
# 総合型選抜の導入による効果

- 「大変当てはまる」「やや当てはまる」の合計で見ると、他の選抜方法と比較して、「受験生を多面的・総合的に評価する選抜を実施できた」「学力検査を重視した入試では選抜できない資質を持つ入学者を選抜することができた」とする大学が多い。



# 総合型選抜の導入に際しての課題

● 「大変当てはまる」「やや当てはまる」の合計で見ると、他の選抜方法より、「評価する観点の設計が難しい」「選抜に関係する業務時間の負担が大きい」「評価結果の点数化が難しい」「十分な実施体制を整える負担が大きい」とする大学が多い。



■ 大変当てはまる
 ■ やや当てはまる
 ■ どちらとも言えない
 ■ あまり当てはまらない
 ■ 全く当てはまらない
 ■ わからない
 大学全体 n=655:

## 6. 大学入学者選抜実態調査について

# 令和6年度大学入学者選抜実態調査について

## 調査の目的・内容

- 近年選抜方法の多様化・複雑化が進む中で、国としての的確な現状分析に基づいて検討を進めるためにも、国内の全大学・短期大学が現在実施している入学者選抜の状況について、最新の動向を網羅的に把握する必要がある。
- 各大学が実施する大学入学者選抜について、選抜区分ごとに詳細を把握し、設置主体別等の分析を行う。
- 既に実施した大学入学者選抜の実施体制等の実態、選抜方法の実態、大学入学共通テストの利用の実態、個別選抜の実態、英語資格・検定試験の活用の実態、記述式問題等の出題の実態等を調査。

## 調査の実施時期・方法

- 令和6年7月16日～令和6年8月30日の期間に各大学に回答を依頼・回収。
- eメールによる調査票の発送及び民間委託業者による回答票の回収・集計により実施。  
(遅れて回答のあった大学等も含め、令和6年9月25日までの回収分を集計)

## 調査の対象

- 国公立の全ての大学783校・短期大学286校：計1,069校(大学院のみを設置する大学、学生募集停止中及び通信教育のみを行う大学・短期大学を除く。)
- 回収数：1,069校(81,372選抜区分)、回収率：100%

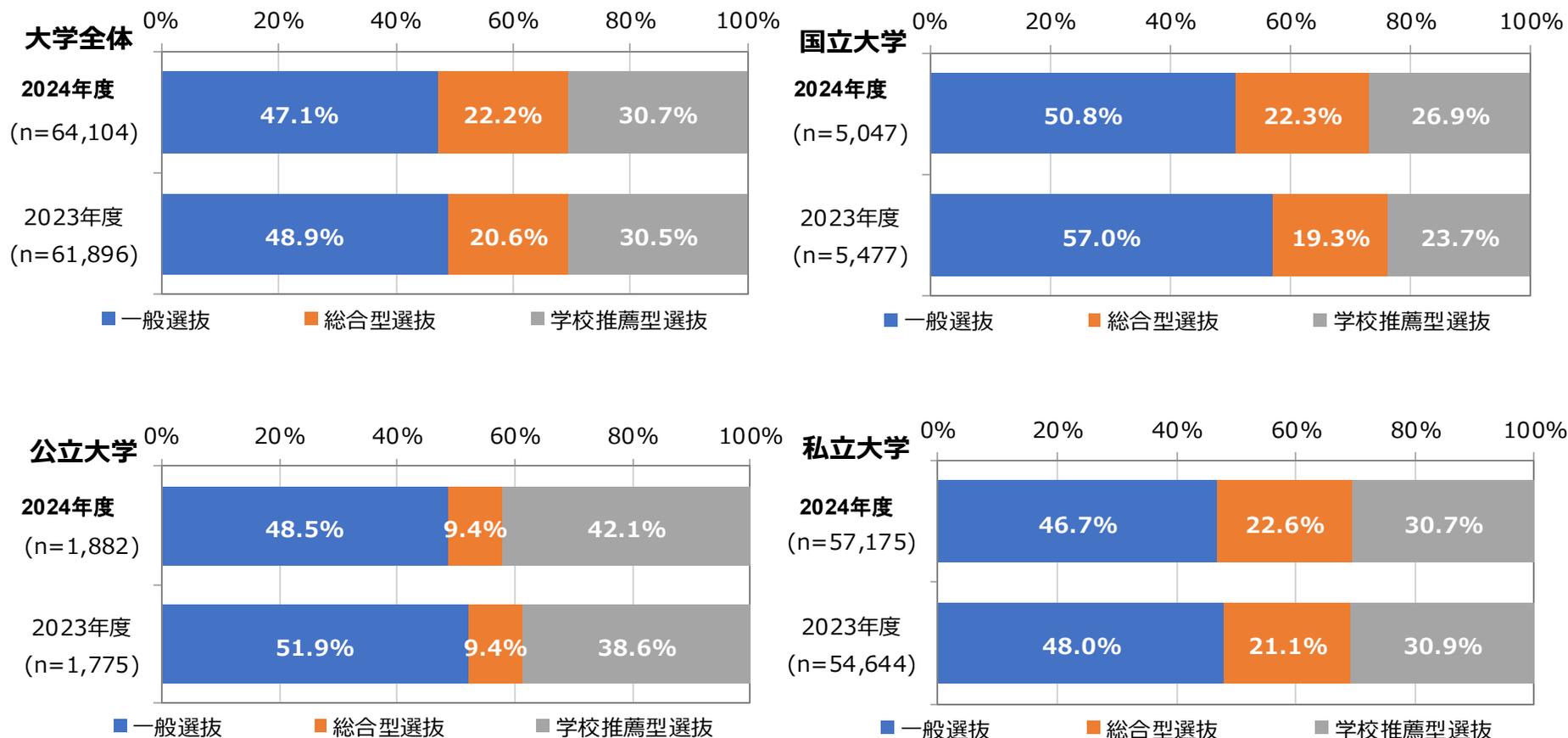
(調査報告書全文：[「大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究」](#)：文部科学省)

# 令和6年度大学入学者選抜実態調査の主な調査結果について

令和6年度大学入学者選抜実態調査の主な調査結果については、以下のとおり。

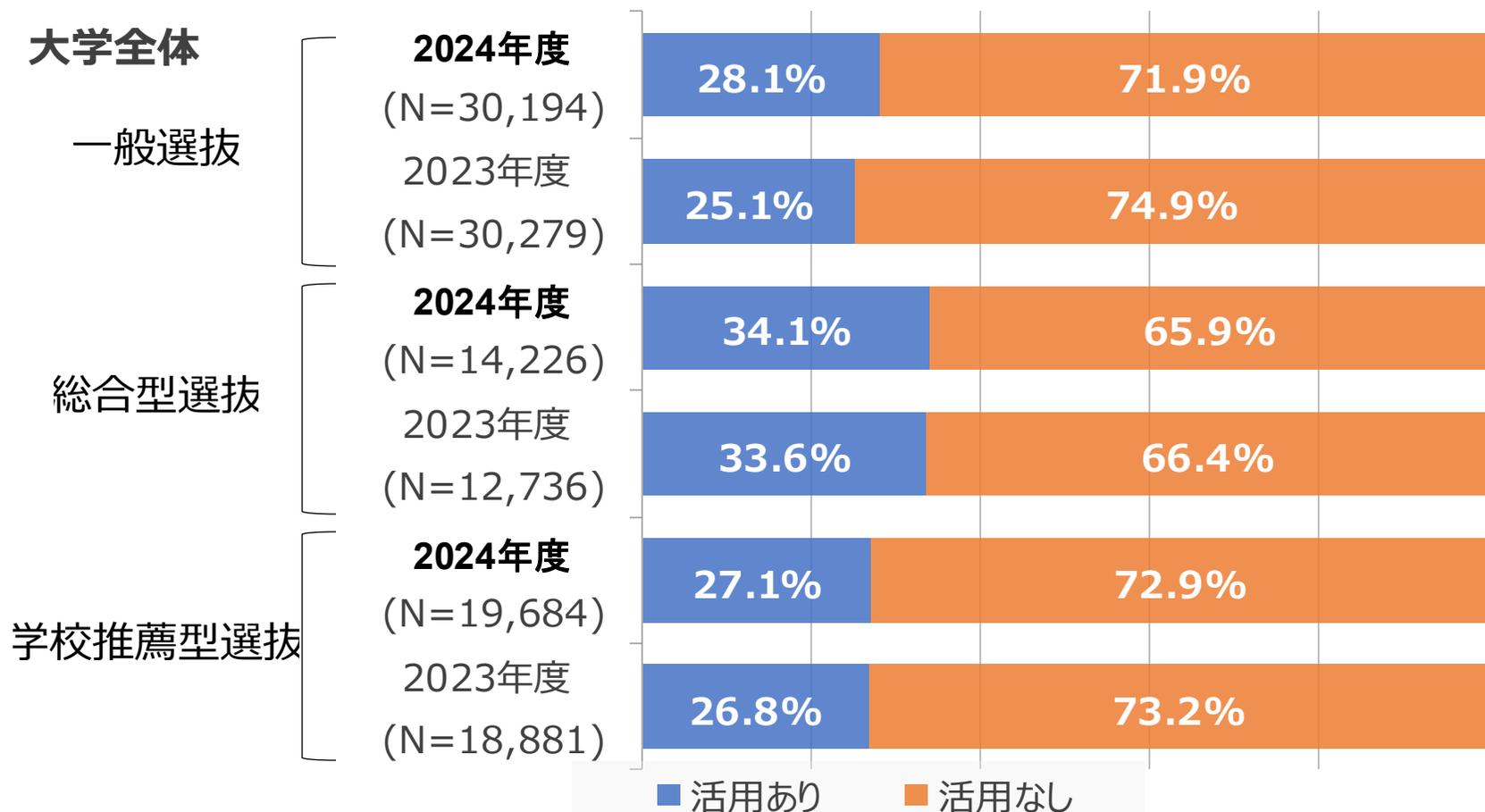
## ● 選抜方法

○ 一般選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜の3つにおいて、総合型選抜の割合が増加。



## ● 英語資格・検定試験の活用

- 英語の資格・検定試験の活用がある選抜区分の割合は、前回調査と比較し、一般選抜で3.0ポイント、総合型選抜で0.5ポイント、学校推薦型選抜で0.3ポイント上昇。
- 選抜区分数の総数が2,208区分増加したなか、英語の資格・検定試験の活用がある選抜区分は1,706区分増加。



※nは、国立大学・公立大学・私立大学において一般選抜・総合型選抜・学校推薦型選抜を実施する選抜区分数

## ● 個別学力検査における記述式問題の出題状況

○ 一般選抜における個別学力検査において、記述式問題（短答式・穴埋め式を除く）が出題された選抜区分に係る入学者数は、国立大学で68,193人(98.4%)、公立大学16,596人(99.0%)、私立大学88,483人(56.4%)。

	入学者数	記述式問題（短答式・穴埋め式を除く）	
		出題あり	出題なし
国立大学 （一般選抜で個別学力検査を実施する選抜区分の入学者数に占める割合）	69,332	68,193 (98.4%)	1,139 (1.6%)
公立大学 （一般選抜で個別学力検査を実施する選抜区分の入学者数に占める割合）	16,763	16,596 (99.0%)	167 (1.0%)
私立大学 （一般選抜で個別学力検査を実施する選抜区分の入学者数に占める割合）	156,940	88,483 (56.4%)	68,457 (43.6%)
大学全体 （一般選抜で個別学力検査を実施する選抜区分の入学者数に占める割合）	243,035	173,272 (71.3%)	69,763 (28.7%)

## 7. 教学マネジメント指針について

# 教学マネジメント指針（追補）について

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。  
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

## 三つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP））

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

「学位プログラムレベル」

「授業科目レベル」

IV

教学マネジメントを  
支える基盤  
(FD・SD、  
教学IR)

### I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

### II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる

### 追補 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施

- ✓ 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す
- ✓ 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施

### III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

各取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

### V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

# 追補「入学者受入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施①

- 大学入学者選抜は、大学教育の機会を提供し、入学志願者の能力の伸長を期するための教育的取組であり、当該大学で学び、卒業するために必要な資質・能力等を備えた人材を適切に見いだすことが重要。
- 大学入学者選抜は、各大学の自主性に基づき行われるべきものであるが、高等学校以下に与える影響も大きいことから、文部科学省から通知される大学入学者選抜実施要項を遵守することが求められる。さらに、教学マネジメント指針の確立の観点から、以下のような事項への理解が求められる。

## ●入学者受入れの方針について

### (総論)

- ✓「入学者の受入れの方針」に示す資質・能力等は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の幅広さと水準を十分踏まえつつ設定される必要がある
- ✓また、在学中の教育課程、特に初年次に開設された授業科目を履修するために必要な資質・能力等を備えているかということも踏まえる必要がある
- ✓こうした点を踏まえ、「入学者受入れの方針」には、①入学前にどのような資質・能力等を身につけていることを求めるのか、②それをどのような基準・方法によって評価・判定するのかについて具体的に示すことが求められる

### (大学入学者選抜における方法の多様化、評価尺度の多元化等)

- ✓大学入学者選抜における方法の多様化等が不十分な場合は、改善を図ることが必要
- ✓多様な背景を持つ入学志願者一人一人の資質・能力を多面的・総合的に評価することは、求める学生を適切に見いだすといった観点のみならず、様々な学生を入学させて、学生同士の主体的な学び合いや切磋琢磨を促し、大学教育を活性化させるといった観点からも重要
- ✓各大学は実質的公平性を確保する観点からも、多様な背景を持った者を対象に努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する取組を進めることが期待

### (学力検査で課す教科・科目について)

- ✓学力検査で課す教科・科目は、各大学の教育(特に初年次の授業科目の履修)に必要なものを課しておくことが第一の選択肢(※)
- ※大学で学びたい意欲を有する者を積極的に受入れる学位プログラム等では、学力検査をあえて課さないこともありえるが、各大学の学修目標を達成できるよう、リメディアル教育の充実など適切な措置を講じることが必要
- ✓「入学者受入れの方針」に定める全資質・能力等を、全入学志願者に問うことが現実的ではない場合であっても、中核的なものは全入学志願者に評価・判定することを原則とすることが必要
- ✓一方、それ以外は選抜区分ごとに異なる比重で評価・判定すること等により、学位プログラムに属する学生全体では、「入学者受入れの方針」に定める資質・能力等を備えている学生が含まれているようにすることが求められる

## ●入学者受入れの方針を踏まえた大学入学者選抜について

- ✓各大学は、入学者の選抜を公正かつ妥当な方法により行わなければならない
- ✓個別の学力検査を課す場合は、入学志願者の資質・能力等を適正に判定できるような良質な問題を出題することが基本
- ※過去の試験問題等の利用や他の学位プログラム等と問題の共通化を積極的に図ることや、機密性、中立性、公平性・公正性に十分対応しつつ、他大学教員等に試験問題の点検協力、外部業者に出願受付や願書のデータ化等の委託なども考えられる
- ✓評価・判定の観点・手法の共通化や特定の者の優遇・差別的取扱い防止のため、小論文、面接等を実施する場合、実施・評価方法のマニュアルやルーブリック等の整備が必要

## 追補「入学者受入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施②

### ●高等学校における教育との適切な接続

- ✓大学入学者選抜が、**高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての性格を強く有すること**に鑑み、各大学において高等学校における**教育等の実情を理解するよう努めることが必要**
- ✓この観点から、各大学が実施する学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠することや、当該学力検査において課す教科・科目の変更等は**遅くとも2年程度前には予告・公表する(※)**ことなどが必要
- ※高校生の選択科目の決定の時期などを踏まえると、自らの大学を選択してもらった観点からも、**可能な限り早期の予告**が望ましいものと考えられる
- ✓また、総合型選抜、学校推薦型選抜において、**必要に応じて入学前の学習準備等の助言**を行うことや**具体的な課題を課す**など、合格者に対する**丁寧なケア**を行うことが求められる

### ●学生の入学後の状況等を踏まえた適切な点検・評価の実施

- ✓各大学は、大学入学者選抜が、求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、**点検・評価**を行い、**その結果を踏まえて同方針等の見直しを行う**ことが必要。個別具体の事情に応じて、3つの方針を一体的に見直すことも想定される
- ✓各大学が**社会に対して積極的に説明責任**を果たし、**大学入学者選抜の質の向上**を図るため、大学入学者選抜に関する**情報の公表(※)**を積極的に進めることを強く期待
- ※合否判定方法や基準、試験問題やその解答、解答例・出願の意図、受験者数・合格者数・入学者数等

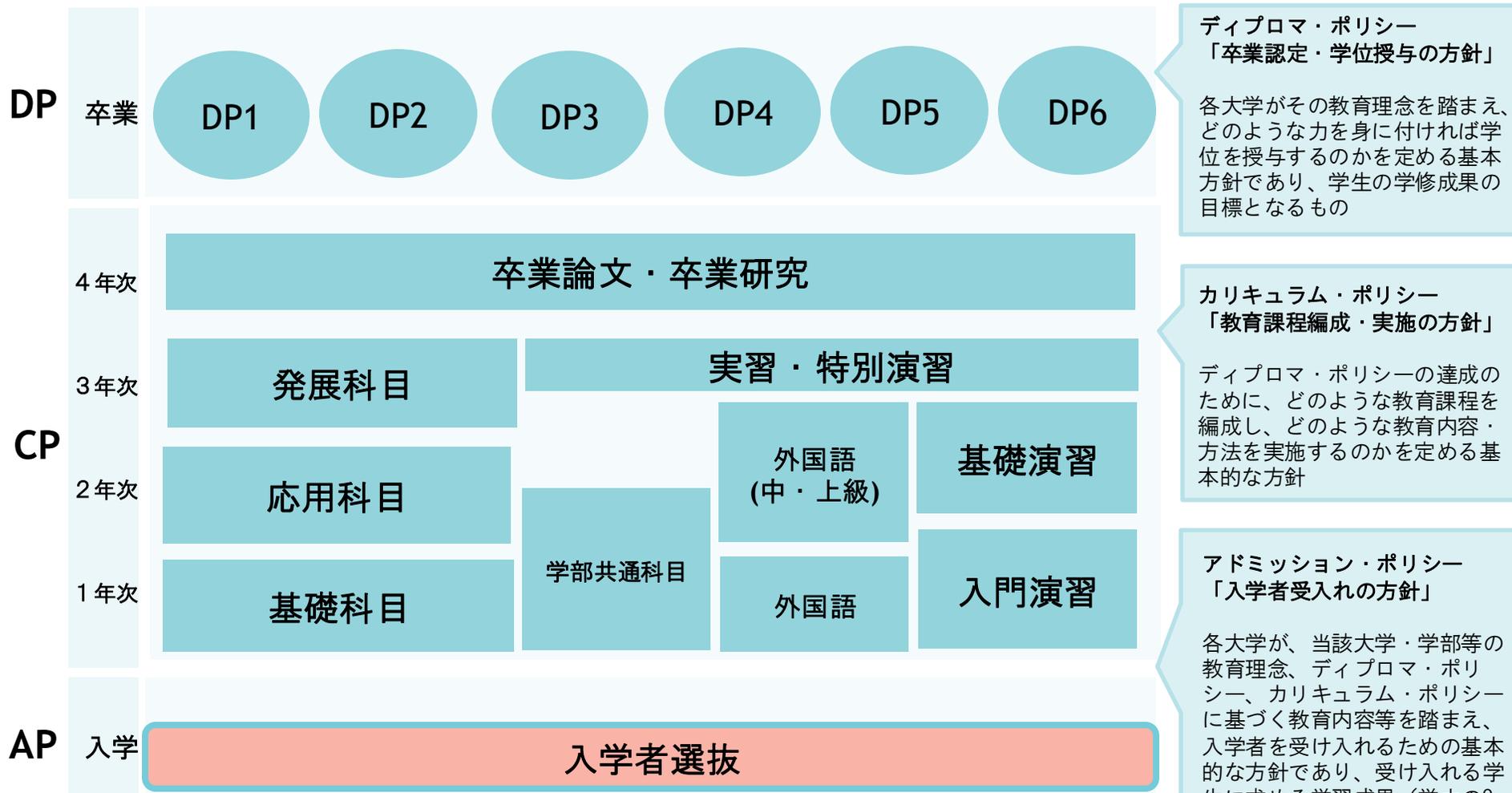
### ●体制について

- ✓学長のリーダーシップの下、大学入学者選抜に関する業務全般に係るガバナンス体制を構築するなど、大学入学者選抜に関する業務を遂行する適切な体制の確立(※)が求められる
- ※大学入学者選抜に関する業務の割り振りは、教員の業務状況を踏まえるとともに、業務合理化の観点から、**教員は選抜の本質的な部分に中心的に関与**することとし、**その他の部分は事務職員等の積極的な活用を図る**ことも考えられる
- ✓なお、「入学者受入れの方針」については、その他2つの方針と一体的に策定されることが求められるものであることを踏まえ、同方針については、**大学入学者選抜に関連する業務について権限と責任を有する組織等の十分な参画の下で検討が行われることが必要**である
- ✓各大学において、大学入学者選抜を支える専門人材の職務の確立・育成・配置等に取り組むことが期待される
- ✓このような専門的な人材を効果的に育成できるよう、先進的な取組を行う大学との連携、各大学や独立行政法人大学入試センター等の実施する研修への参加等が可能なような環境づくりに努めることが期待される

### ●総合的な英語力の育成・評価

- ✓総合的な英語力の向上を必要と判断する大学においては、「卒業認定・学位授与の方針」に関連する学修目標を位置づけることが考えられるが、この場合**「入学者受入れの方針」にも当該学修目標に対応した資質・能力等を盛り込む**ことが想定される
- ✓その際、信頼性の高い資格・検定試験の活用も選択肢となる
- ✓ただし、地理的・経済的事情から当該試験を受検することの負担が大きい入学志願者等のために、**資格・検定試験を利用しない選抜区分を設けるなど適切な配慮が必要**

# 教学マネジメント指針(追補)イメージ図①



**ディプロマ・ポリシー**  
「卒業認定・学位授与の方針」

各大学がその教育理念を踏まえ、どのような力を身に付ければ学位を授与するのかを定める基本方針であり、学生の学修成果の目標となるもの

**カリキュラム・ポリシー**  
「教育課程編成・実施の方針」

ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するのかを定める基本的な方針

**アドミッション・ポリシー**  
「入学者受入れの方針」

各大学が、当該大学・学部等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、入学者を受け入れるための基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（学力の3要素※）を示すもの

※ (1) 知識・技能、(2) 思考力・判断力、表現力等の能力、  
(3) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

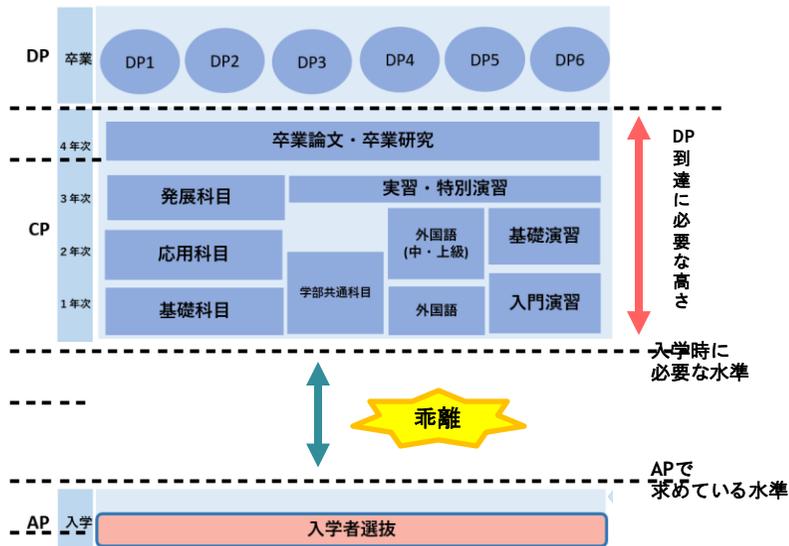
## 大学入試のあり方に関する検討会議

### 大学入学者選抜に求められる原則

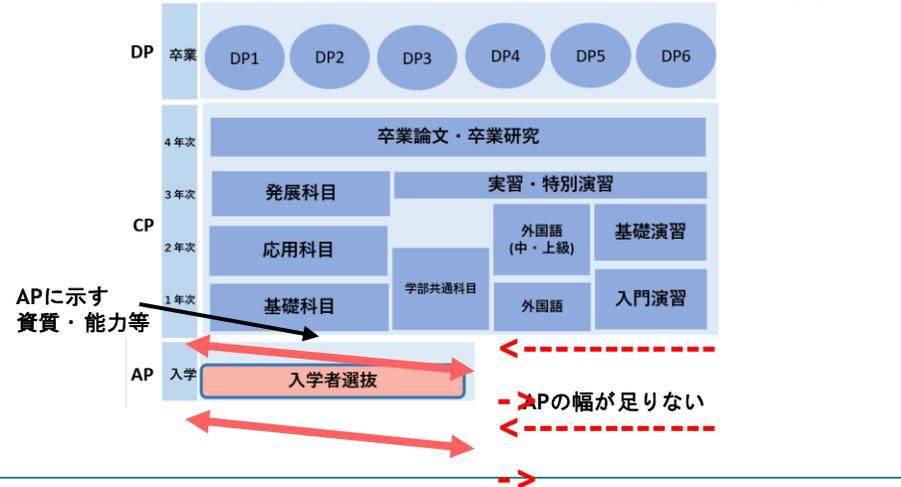
- 原則① 当該大学での学修・卒業に必要な能力・適正等の判定
- 原則② 受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保
- 原則③ 高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

# 教学マネジメント指針(追補)イメージ図②

① 4年間でDPまで到達させる上で、入学時に必要な水準を問うてないケース



② DPの学修目標の幅に対して、APに示す資質・能力等の幅が不足しているケース



③ DPの学修目標の幅に対して、APに示す資質・能力等の幅は足りているが、対応した選抜方法がとられていないケース

